

【都道府県へのアンケート】

<記入にあたっての注意>

- ・ 青く着色したセルに、回答を記入願います。リストが表示される場合は、リストから選んでください。
- ・ セルの削除、挿入は行わないでください。

都道府県名			
担当交付金	多面的機能支払	中山間地域等直接支払	環境保全型農業直接支払
担当部署名			
担当者名			
電話（直通）			
E-mailアドレス			

※ご担当者様の氏名、電話番号、E-mailアドレスは、ご回答いただいた内容に関する問合せのために使用させていただきます。

<略称等の説明>

- ・ 多面法…農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
- ・ 多面支払…多面的機能支払交付金
- ・ 中山間直払…中山間地域等直接支払交付金
- ・ 環境直払…環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 3つの支払…多面支払、中山間直払、環境直払
- ・ 複数の支払…多面支払、中山間直払、環境直払のいずれか2つ以上を指す

I. 多面法の施行状況

1. 第4条 基本指針

（1）貴都道府県における日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金（以下「多面支払」）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直払」）、環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直払」））にかかる第三者委員会の設置状況及び開催実績を記入してください。

ア 設置状況

- 3つの支払でそれぞれ別々の第三者委員会を設置。
- 多面支払と中山間直払で1つの第三者委員会を設置し、環境直払で1つの第三者委員会を設置。
- 多面支払と環境直払で1つの第三者委員会を設置し、中山間直払で1つの第三者委員会を設置。
- 多面支払で1つの第三者委員会を設置し、中山間直払と環境直払で1つの第三者委員会を設置。
- 3つの支払で一つの第三者委員会を設置。

イ 開催実績

区分	開催回数※				
	H27	H28	H29	H30	R1
多面支払					
中山間直払					
環境直払					

※複数の支払で1つの委員会を設置している場合、当該支払が議題になった回を1回としてカウントして下さい。

2. 第12条（土地改良法の特例）

（1）貴都道府県において、多面法第12条に基づく、土地改良法の特例（都道府県土地改良施設の農業者団体への管理委託）※を使って、都道府県営土地改良施設の管理委託を行った実績がありますか。

※事業計画の認定を受けた農業者団体等に対し、都道府県営土地改良施設の管理を委託することができる特例。

ある →

対象施設 (全体)	件数	件（組織数）		
	水路		m	その他施設
ポンプ		個所		m
農道		m		個所
ため池		個所		

ない

(2) (1) で「ない」を選択した理由について、当てはまるものを選んでください。

- 農業者団体等から管理委託に関する合意が得られなかった。
- これまで該当する案件はあったが、特例があることを知らなかった。
- すでに土地改良区等に管理委託しており、該当する施設がない。
- 都道府県の方針で、農業者団体等には都道府県営土地改良施設の管理委託は行わないこととしている。
- その他

(3) (1) で「ない」を選択した場合、今後の方針について当てはまるものを選んでください。

- 今後、機会があれば特例を使いたい。
- 今後も特例は使わない。

Ⅱ. 多面法に対する評価

1. 多面法に対する評価

(1) 多面法が制定（平成27年4月施行）されたことに対する、貴都道府県の評価について、当てはまるものを選んでください。

- ①評価する
- ②概ね評価するが、一部評価しない
- ③評価しない
- ④よくわからない

(2) (1) で「①評価する」、「②概ね評価する」を選択した理由について、当てはまるもの全てを選んでください。

- 農業の有する多面的機能の意義や重要性が法律に明記されたことで、日本型直接支払の推進にあたって地元など関係者の理解が得やすくなった。
- 日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、制度の安定性が確保されるとともに、国の予算が安定的に確保されることが見込まれ、事業を計画的に進めやすくなった。
- 日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、都道府県、市町村の予算が安定的に確保できるようになった。
- 法律に基づき、都道府県の基本方針や市町村の促進計画が作成され、日本型直接支払の3支払が一つの政策体系の下で一体的に運用されるようになり、3支払の連携が強化された。
- 日本型直接支払が法律に基づく事業として安定的に実施することができるようになり、地域の農業生産活動を支える体制が整い、他の施策・事業にも取り組みやすくなった。
- その他

(3) (1)で「②一部評価しない」、「③評価しない」、「④よくわからない」を選択した理由について記載してください。

(4) 多面法に対する要望について、当てはまるものを選択してください。

- ①法改正せず、現状のまま継続してほしい。
- ②法改正を行ってほしい。
- ③法改正は必要ないが、事業制度を見直してほしい。
- ④その他

(5) (4)で「②法改正を行ってほしい」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

(6) (4)で「③事業制度を見直してほしい」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

(7) 多面法第3条第3項第4号に新たに位置づけてほしい事業はありますか。

※多面法第3条第3項第1号～第3号では、それぞれ多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払が位置付けられています。第4号においても、その他事業として省令で定めるものとされていますが、現時点では、省令で規定されていません。なお、費用の補助については、多面法第9条において、その対象は多面法第3条第3項第1号～第3号のみであり、第4号に定める事業は対象とされていません。

- ある
- ない

※多面法（抜粋）
第三条

3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する事業であって、次に掲げるものをいう。

一～三 （略）

四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるもの

第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三条第三項第四号に掲げる事業を除く。第十一条において同じ。）の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

(8) (7)で「ある」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

Ⅲ. 日本型直接支払の連携・計画的実施

1. 日本型直接支払の実施体制

(1) 貴都道府県における、日本型直接支払の実施体制について、当てはまるものを選び、下表に記入してください。

- 3支払制度とも同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払と中山間直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払と環境直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 中山間直払と環境直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払、中山間直払、環境直払の3支払は、それぞれ別々の課（又はこれに相当する部局）で担当している。

支払制度	担当部局（部・局、課・室、係）	担当者数※
多面的機能支払交付金		名
中山間地域等直接支払交付金		名
環境保全型農業直接支払交付金		名

※課長等管理職は除く

(2) (1)の実施体制になった時期について、当てはまるものを選んで下さい。

- 日本型直接支払創設（H26年度）又は多面法施行（H27年度）後に現在の体制になった。
- 農地・水・環境保全向上対策（多面支払、環境直払の前身事業）創設時（H19年度）に現在の体制になった。
- 農地・水・環境保全向上対策から、農地・水保全管理支払と環境直払の2つになった際（H23年度）に現在の体制になった。
- その他

(3) 貴都道府県における日本型直接支払の実施体制や部局間の連携に関して、特筆すべき取組があれば記入してください。

2. 日本型直接支払の推進

(1) 推進組織（日本型直接支払推進事業実施要綱第3に定める推進組織）について、以下に記入して下さい。

ア 都道府県の有無

- 有 → 組織数 組織 → 都道府県全域を対象範囲とする組織数 組織
 無 → 複数の市町村を対象範囲とする組織数 組織
 1つの市町村を対象範囲とする組織数 組織

イ 都道府県全域を対象範囲とする推進組織の概要（各項目について、該当する組織数を選択してください。）

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 構成メンバー | 活動の対象 | 活動の内容 |
| <input type="checkbox"/> 都道府県 | <input type="checkbox"/> 多面支払 | <input type="checkbox"/> 制度の普及・周知のための説明会の開催 |
| <input type="checkbox"/> 市町村 | <input type="checkbox"/> 中山間直払 | <input type="checkbox"/> 事業計画、協定等の申請書類の審査の補助 |
| <input type="checkbox"/> 土地改良区 | <input type="checkbox"/> 環境直払 | <input type="checkbox"/> 活動に関する指導・助言 |
| <input type="checkbox"/> J A | | <input type="checkbox"/> 活動の実施状況の確認 |
| | | <input type="checkbox"/> 活動組織等による申請書類の作成等の事務支援 |
| | | <input type="checkbox"/> その他 → <input type="text"/> |

ウ 複数の市町村を対象範囲とする推進組織の概要（各項目について、該当する組織数を選択してください。）

構成メンバー	活動の対象	活動の内容
<input type="checkbox"/> 都道府県	<input type="checkbox"/> 多面支払	<input type="checkbox"/> 制度の普及・周知のための説明会の開催
<input type="checkbox"/> 市町村	<input type="checkbox"/> 中山間直払	<input type="checkbox"/> 事業計画、協定等の申請書類の審査の補助
<input type="checkbox"/> 土地改良区	<input type="checkbox"/> 環境直払	<input type="checkbox"/> 活動に関する指導・助言
<input type="checkbox"/> J A		<input type="checkbox"/> 活動の実施状況の確認
		<input type="checkbox"/> 活動組織等による申請書類の作成等の事務支援
		<input type="checkbox"/> その他 → <input type="text"/>

エ 一つの市町村を対象範囲とする推進組織の概要（各項目について、該当する組織数を選択してください。）

構成メンバー	活動の対象	活動の内容
<input type="checkbox"/> 都道府県	<input type="checkbox"/> 多面支払	<input type="checkbox"/> 制度の普及・周知のための説明会の開催
<input type="checkbox"/> 市町村	<input type="checkbox"/> 中山間直払	<input type="checkbox"/> 事業計画、協定等の申請書類の審査の補助
<input type="checkbox"/> 土地改良区	<input type="checkbox"/> 環境直払	<input type="checkbox"/> 活動に関する指導・助言
<input type="checkbox"/> J A		<input type="checkbox"/> 活動の実施状況の確認
		<input type="checkbox"/> 活動組織等による申請書類の作成等の事務支援
		<input type="checkbox"/> その他 → <input type="text"/>

オ 推進組織の構成、活動等について特筆すべきことがあれば記入してください。

(2) 貴都道府県における関係者間の連携に関して当てはまるものを選んで下さい。

多面	中山間	環境	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全県単位で、都道府県、市町村、農業者団体等の関係者で、情報共有や意見交換を行うための会合等を定期的に開催している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	複数市町村単位で、都道府県、市町村、農業者団体等の関係者で、情報共有や意見交換を行うための会合等を定期的に開催している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	必要に応じて（不定期に）、県レベル又は地域レベルで、都道府県、市町村、農業者団体等の関係者で、情報共有や意見交換を行うための会合等を開催している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特段の取組は行っていない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他
			<input type="text"/>

(3) 貴都道府県における日本型直接支払の推進体制や関係者間の連携に関して、特筆すべき取組があれば記入してください。

(4) 貴都道府県で行っている、日本型直接支払に取り組む活動組織の事務の効率化・負担軽減等に資する取組について、当てはまるものを全て選んでください。

多面	中山間	環境	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請書作成等の事務手続の電子化・システム導入
			→ (概要) <input type="text"/>

多面	中山間	環境	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事務支援組織の設立
			※事務支援組織とは、事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織。
			→ (概要) <input type="text"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	活動組織の事務作業を外注化できるよう促進 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	移住者・定年退職者など外部人材の活用の促進 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	活動組織等の合併、広域化による事務局の統合・一元化 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同じ地域内で支払制度ごとに別々に設立した活動組織の事務局を統合・一元化 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同じ地域内にある他団体（地域運営組織、土地改良区、集落営農法人等）との連携の促進 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 → (概要)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特になし	

(5) 貴都道府県における、日本型直接支払を実施する活動組織に対する事務支援の取組について、当
てはまるものを全て選んでください。※有償・無償は問いません。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	推進組織※が事務支援を行っている。 ※日本型直接支払推進事業実施要綱第3に定める推進組織
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土地改良区が事務支援を行っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	JAが事務支援を行っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村が事務支援を行っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外部の事務支援組織※が事務支援を行っている。→組織数 <input type="text"/> 組織 ※複数の活動組織や集落協定等の交付金の交付等に関する事務手続の支援を行う組織
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	それぞれの活動組織に応じて、必要に応じて外注している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	それぞれの活動組織で事務は処理している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 → <input type="text"/>

(6) 貴都道府県における、日本型直接支払を実施する活動組織に対する事務支援について、特筆すべ
き取組があれば記入してください。

(7) 貴都道府県における、日本型直接支払に関するPRについて、当てはまるものを全て選んでください。

多面 中山間 環境

PRイベントや講演会を開催している。

研修会を開催している。

コンクールや優良地区の表彰を行っている。

メルマガの配信や、情報誌の発行を行っている。

優良事例をとりまとめ、横展開を図っている。

その他 →

3. 他施策との連携

(1) 貴都道府県内の日本型直接支払実施地区において、日本型直接支払と連携して取り組んだことにより、相乗効果があったと思われる日本型直接支払以外の施策・事業（国、都道府県、市町村の施策）について記入してください。

① 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

② 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

③ 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

(2) 他の施策との連携にあたって課題・要望等があれば記入してください。

4. 都道府県単独事業

(1) 貴都道府県が単独事業として行っている事業の中で、農業の有する多面的機能の発揮の促進を目的として、直接支払に類似する事業を行っている場合、当てはまるものを選んで下さい。

耕作放棄された農地等の再生・活用に対する支援

農村景観の保全のための取組に対する支援

棚田等の条件不利地域の営農継続、所得補償に対する支援

- 都市住民、地域住民等との交流促進に資する取組に対する支援
- 集落の活性化やコミュニティ機能の向上に資する取組に対する支援
- 地域の芸能や祭りなど伝統文化の保全・振興に資する取組に対する支援
- 環境保全型農業の導入・普及に対する支援
- その他 →

5. 日本型直接支払の実施方針

(1) 貴都道府県において、日本型直接支払3制度それぞれの実施方針・方向性について、特に重点的に進めている（進めていこうと考えている）ものを全て選んで下さい。

- | 多面 | 中山間 | 環境 | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <体制・事務の効率化> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 各支払ごとにそれぞれの活動組織を広域化 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 同一地域内で各支払ごとに別々に設置されている活動組織等を統合 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 各支払横断の事務支援組織の設立等の事務支援の強化 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 事務手続の電子化・システム化等による事務の効率化・負担軽減 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 移住者、定年退職者等の人材の確保 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 地域運営組織等との連携 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <対象農用地> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 新規地区の掘り起こしによる、取組面積のさらなる拡大 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 支援対象地域の絞り込み・重点化 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 取組内容の高度化・多様化 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 現状維持 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <施策連携> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 複数支払制度の活用の推進など日本型直接支払3支払の連携強化 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 他の施策との連携の推進 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | その他 → <input style="width: 550px; height: 35px;" type="text"/> |

(2) 交付金の早期執行（概算払い）について、当てはまるものを全て選んで下さい。

- | 多面 | 中山間 | 環境 | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交付金の早期執行について、市町村から要望がある |
| | | | → 要望の程度 <input style="width: 460px; height: 15px;" type="text"/> |
| | | | → 要望のある交付の時期 <input style="width: 370px; height: 15px;" type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交付金の早期執行について、活動組織、集落等から要望がある |
| | | | → 要望の程度 <input style="width: 460px; height: 15px;" type="text"/> |
| | | | → 要望のある交付の時期 <input style="width: 370px; height: 15px;" type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 交付金の早期執行について、進めて行く必要がある |

→（早期執行を進める必要があると回答した場合、）その具体策について、当てはまるものを選んで下さい。

多面 中山間 環境

- 立替払を実施する（国費分を都道府県であらかじめ立て替える）
- 共同活動分は年度前半とするなど、交付決定や概算払を複数回に分けて実施する
- 割当、交付決定及び概算払いの決裁等県内の手続きに係る期間をなるべく減らすよう努力する
- 関係機関に交付申請や概算払請求を早めるよう喚起する
- 担当者会議等において、市町村に対して早期執行の励行を行う
- その他 →
- 交付金の早期執行について、進めて行く必要はない

→（早期執行を進める必要がないと回答した場合、）その理由について、当てはまるものを選んで下さい。

多面 中山間 環境

- 制度上、実施状況の確認を終えてからでないでないと支払ができないため
- 早期交付の必要性は感じるが、実施状況の確認前に支払うと金額の変更の可能性があるので、事務量が増えるためできない
- 早期執行の要望はあってもごくわずかであり、必要性を感じない
- （確定申告の関係など、）むしろ年度末に支払って欲しいという要望の方が多い
- 早期執行を実施するには国が方針を出し、関係機関一斉に取り組む必要がある
- 申請や請求がないと交付決定や概算払ができないという制度を変える必要がある
- その他 →

（3）貴都道府県において、日本型直接支払3制度をいずれも未実施の市町村がある場合、その理由と貴都道府県の関わり方として当てはまるものを全て選んでください。

ア 日本型直接支払3制度をいずれも現在実施していない理由について、当てはまるものを選んでください。

- 過去に実施していたことがあるが、過疎化、高齢化等により営農が続けられない、地元関係者で実施の継続について合意がまとまらない、事務手続きの負担等の理由で取組を断念した。
- 交付金の対象要件を満たす農用地がない。
- 地元から日本型直接支払実施の要望がない。
- 一部の農家から要望はあるが、地域で合意がまとまらない。
→ 要望がある交付金
 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金
- 対象となる農地面積が小さく、事務負担に比べメリットが少ない。
- 市町村担当者に、日本型直接支払の実施のノウハウがない。

市町村の財政上の理由により、実施が難しい。

その他

エ 日本型直接支払3制度をいずれも未実施の市町村に対する貴都道府県としての今後の働きかけについて、当てはまるものを選んでください。

日本型直接支払の実施に向けて、未実施の市町村に働きかけをしていきたいと思う。

未実施の市町村から要望があれば、検討したいと思う。

実施に向けて、都道府県からの情報提供や相談の機会を作りたい。

当面は働きかける予定はない。

その他

→

オ 貴都道府県において、日本型直接支払3制度をいずれも未実施の市町村で日本型直接支払に取り組むために、どのような課題を解決する必要があると思いますか。

日本型直接支払制度の周知

交付単価の増額

事務手続の負担軽減

地元での意見調整

地域の担い手やリーダー等の人材の確保

その他

→

【日本型直接支払実施中の市町村へのアンケート】

<記入にあたっての注意>

- ・ 青く着色したセルに、回答を記入願います。リストが表示される場合は、リストから選んでください。
- ・ セルの削除、挿入は行わないでください。

<基本情報>

都道府県名			
市町村名			
担当交付金	<input type="checkbox"/> 多面的機能支払	<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払	<input type="checkbox"/> 環境保全型農業直接支払
担当部署名			
担当者名			
電話（直通）			
E-mailアドレス			

※ご担当者様の氏名、電話番号、E-mailアドレスは、ご回答いただいた内容に関する問合せのために使用させていただきます。

農地面積	耕地面積	ha	農用区域内の農地面積	ha
8法※指定	<input type="checkbox"/> 特定農山村地域	<input type="checkbox"/> 振興山村	<input type="checkbox"/> 過疎地域	<input type="checkbox"/> 半島振興対策実施地域
	<input type="checkbox"/> 離島振興対策実施地域	<input type="checkbox"/> 沖縄	<input type="checkbox"/> 奄美群島	<input type="checkbox"/> 小笠原諸島

※特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

<略称等の説明>

- ・ 多面法…農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
- ・ 多面支払…多面的機能支払交付金
- ・ 中山間直払…中山間地域等直接支払交付金
- ・ 環境直払…環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 3つの支払…多面支払、中山間直払、環境直払
- ・ 複数の支払…多面支払、中山間直払、環境直払のいずれか2つ以上を指す

I. 多面法の施行状況

1. 第6条 促進計画

（1）貴市町村が策定する促進計画に位置付けのある日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金（以下「多面支払」）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直払」）、環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直払」））について、その区域（対象農用地）の設定の考え方で当てはまるものを選んでください。また、対象農用地面積、交付面積を記入してください。

区分	促進計画への位置づけ		対象面積	交付面積	うち他の交付金との重複面積			
	有	無			中山間直払	ha	環境直払	ha
多面支払	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ha	ha	中山間直払	<input type="checkbox"/>	環境直払	<input type="checkbox"/>
中山間直払	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ha	ha	多面支払	<input type="checkbox"/>	環境直払	<input type="checkbox"/>
環境直払	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ha	ha	多面支払	<input type="checkbox"/>	中山間直払	<input type="checkbox"/>

ア 多面支払

対象農用地（実施要綱別紙1、2第3）の全ての農用地

対象農用地（実施要綱別紙1、2第3）の一部の農用地

イ 中山間直払

対象地域及び対象農用地（実施要領第4）の要件を満たす全ての農用地

対象地域及び対象農用地（実施要領第4）の要件を満たす一部の農用地

ウ 環境直払

対象農地（実施要綱別紙第1 3）の全ての農用地

対象農地（実施要綱別紙第1 3）の一部の農用地

(2) (1)で「一部の農用地」と選択した場合、対象地域、対象農用地等の要綱・要領上の要件は満たすが、促進計画に対象農用地として位置付けていない理由として当てはまるものを全て選んでください。
(注：対象農用地として位置付けているが、交付金を交付していない理由ではありません。) また、その面積についてわかる場合は記載してください。

多面	<input type="text"/>	ha
中山間	<input type="text"/>	ha
環直	<input type="text"/>	ha

多面 中山間 環直

交付金の実施について、地元から要望がない。

地域の一部の農家等は交付金を要望しているが、地域全体で合意形成が図られていない。

高齢化や過疎化等により人材が不足し、事業に必要な活動ができず、地元が交付金を断念している。

地元要望はあるが、都道府県又は市町村の予算上の制約から全ての地区で交付金を実施することが難しい。

地元要望はあるが、市町村の担当職員が不足し、事務処理ができず、全ての地区で実施することが難しい。

都道府県又は市町村の方針として、3つの支払の重複交付を行っていない。

都道府県又は市町村の方針として、重点的に実施（集中的に投資）することとしている。

その他

(3) 促進計画に多面法第6条第2項第4号による「重点区域」※を定めていますか。

①重点区域を定めている。 → 重点区域面積 ha

②重点区域は定めていない。

※重点区域として設定した農用地は、多面法第11条に基づき、当該農用地の農用地区域から除外にあたって、農振法第13条第2項の要件を満たす場合に加え、日本型直接支払交付金の実施期間満了後であることを要件とする農振法の特例措置が適用される。

(4) (2)で①を選んだ場合、貴市町村において、当該区域を重点区域とした理由や重点区域を定める基準等があれば記入してください。

(重点区域とした理由、重点区域の設定基準等)

(5) (2)で「②重点区域は定めていない」を選んだ場合、貴市町村において重点区域を定めていない理由として当てはまるものを選んで下さい。

①重点区域の仕組みを使わなくても、農用地として維持することが可能と見込まれるため。

②重点区域を設定して、特別に保全しなければならないような農用地がない。

③重点区域を設定したいが、当該農用地の地権者等の合意が得られない。

④特に理由はない。

⑤その他

(6) 中山間直払について、実施要領に定める対象農用地の基準のうち、市町村の判断で定めることができる基準（実施要領第4の2の(4)）のうち、貴市町村が設定している基準に当てはまるものを全て選んで下さい。

ア 対象農用地の市町村基準

田・緩傾斜農用地（勾配1/100～1/20）（実施要領第4の2の(4)ア）※緩傾斜農用地のガイドラインを参考に条件を付している場合も含まれます。

畑・緩傾斜農用地（勾配8°～15°）（実施要領第4の2の(4)ア）※緩傾斜農用地のガイドラインを参考に条件を付している場合も含まれます。

高齢化率40%以上かつ耕作放棄率が一定以上の集落に存する農用地（実施要領第4の2の(4)イ）

市町村基準は設定していない。（対象農用地は、国のガイドラインと同じ「急傾斜」「小区画・不整形」「草地比率の高い草地」のみ）

その他

イ 上記の市町村基準で定めていない基準が一つでもある場合、その理由について当てはまるものを選んで下さい。

対象となる農用地がない。

予算上の制約から、対象を広げることができない。

国のガイドラインを超える運用とすることに抵抗がある。

その他

2. 第7条 事業計画の認定

(1) これまでの事業計画の申請件数と認定件数を記入してください。※広域化等による組織再編に伴う申請及び認定も含まれます。

区分		H27	H28	H29	H30	R1
多面支払	申請件数					
	うち認定件数					
中山間直払	申請件数					
	うち認定件数					
環境直払	申請件数					
	うち認定件数					

(2) 申請された事業計画のうち、認定しなかったものがある場合、その理由について当てはまるものを選んで下さい。

ない

事業計画に記載された目標、内容、実施期間等が、市町村が定める促進計画に沿ったものになっていなかった。（法7条5項1号要件）

申請者である農業者団体の規模や財政面等の組織運営基盤等からみて、事業計画の記載内容が無理なものとなっているなど、事業を確実に実施することが可能と認められなかった。（法7条5項2号要

件)

- 事業計画の対象区域に、耕作又は養畜の目的に供されていない農用地が含まれていた。(法7条5項3号要件)
- 計画の記載内容や添付書類に不備があった。

その他

(認定しなかった案件の概要)

※認定しなかった案件がある場合その概要について記入して下さい。

(3) 事業計画の認定要件について、法第7条第5項に定める要件以外に、貴市町村が独自に定めている要件等(市町村において法律の要件を具体化したものも含む)があれば、記載してください。

(市町村独自の事業計画の認定要件の概要)

3. 第8条 事業計画の変更等

(1) これまでの事業計画の変更の申請件数と認定件数を記入してください。(注: 省令で定める軽微な変更は含みませんので、各支払の要綱要領等で定める変更届の提出件数は含めず、変更申請についてのみ記入してください。)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
多面支払	変更申請件数					
	うち認定件数					
中山間直払	変更申請件数					
	うち認定件数					
環境直払	変更申請件数					
	うち認定件数					

(2) 変更の申請があった事業計画のうち、認定しなかったものがある場合、その理由について当てはまるものを全て選んで下さい。

ない

- 事業計画に記載された目標、内容、実施期間等が、市町村が定める促進計画に沿ったものになっていなかった。(法7条5項1号要件)
- 申請者である農業者団体の規模や財政面等の組織運営基盤等からみて、事業計画の記載内容が無理なものとなっているなど、事業を確実に実施することが可能と認められなかった。(法7条5項2号要件)
- 事業計画の対象区域に、耕作又は養畜の目的に供されていない農用地が含まれていた。(法7条5項3号要件)
- 計画の記載内容や添付書類に不備があった。

その他

(認定しなかった案件の概要)

※認定しなかった案件がある場合その概要について記入して下さい。

(3) これまで事業計画の認定取消（法第8条第2項）又は変更の指示（法第8条第3項）を行ったことがありますか。

ない

ある（認定取消）

※認定取消案件の概要を記入して下さい。

ある（変更指示）

※変更指示をした案件の概要を記入して下さい。

4. 第10条（農振法の特例）

(1) 貴市町村において、多面法第10条に基づく、農振法の特例（農用地区域への編入手続の簡素化）※を使って、農用地区域への編入を行った実績がありますか。

※交付金事業の対象農用地の所有者が、市町村に対し、当該農用地に係る賃借権等の他の権利者の同意を得て、農用地区域への編入を要請した場合、農振法の農用地編入手続のうち農用地利用計画の公告、縦覧、異議の申し出等の手続を省略できる特例。

ある →

件数	編入面積（合計）	案件の概要（どのような農用地が対象となったか等）
	ha	

ない

(2) (1) で「ない」を選択した理由について、当てはまるものを選んでください。

これまで該当する案件がなかった。

これまで該当する案件はあったが、特例があることを知らなかった。

その他

(3) (1) で「ない」を選択した場合、今後の方針について当てはまるものを選んでください。

今後、機会があれば特例を使いたい。

今後も特例は使わない。

5. 第15条（罰則）

(1) 多面法第15条に基づき、罰則を適用したことがありますか。

ある → 案件の概要

ない

Ⅱ. 多面法に対する評価

1. 多面法に対する評価

(1) 多面法が制定（平成27年4月施行）されたことに対する、貴市町村の評価について、当てはまるものを選んでください。

- ①評価する
- ②概ね評価するが、一部評価しない
- ③評価しない
- ④よくわからない

(2) (1)で「①評価する」、「②概ね評価する」を選択した理由について、当てはまるもの全てを選んでください。

- 法律によって、農業の有する多面的機能の意義や重要性が法律に明記されたことで、日本型直接支払の推進にあたって地元など関係者の理解が得やすくなった。
- 日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、制度の安定性が確保されるとともに、国の予算が安定的に確保されることが見込まれ、事業を計画的に進めやすくなった。
- 日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、都道府県、市町村の予算が安定的に確保できるようになった。
- 法律に基づき、都道府県の基本方針や市町村の促進計画が作成され、日本型直接支払の3支払が一つの政策体系の下で一体的に運用されるようになり、3支払の連携が強化された。
- 日本型直接支払が法律に基づく事業として安定的に実施することができるようになり、地域の農業生産活動を支える体制が整い、他の施策・事業にも取り組みやすくなった。
- その他

(3) (1)で「②一部評価しない」、「③評価しない」、「④よくわからない」を選択した理由について記載してください。

(4) 多面法に対する要望について、当てはまるものを選択してください。

- ①法改正せず、現状のまま継続してほしい。
- ②法改正を行ってほしい。
- ③法改正は必要ないが、事業制度を見直してほしい。
- ④その他

(5) (4)で「②法改正を行ってほしい」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

(6) (4)で「③事業制度を見直してほしい」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

(7) 多面法第3条第3項第4号に新たに位置づけてほしい事業はありますか。

※多面法第3条第3項第1号～第3号では、それぞれ多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払が位置付けられています。第4号においても、その他事業として省令で定めるものとされていますが、現時点では、省令で規定されていません。なお、費用の補助については、多面法第9条において、その対象は多面法第3条第3項第1号～第3号のみであり、第4号に定める事業は対象とされていません。

ある

ない

※多面法（抜粋）

第三条
3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一～三（略）

四 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるもの

第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三条第三項第四号に掲げる事業を除く。第十一条において同じ。）の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

(8) (7)で「ある」を選択した場合、その具体的な内容について記載してください。

(9) 貴市町村における、活動組織等の多面法制定に対する意見や感想として当てはまるものを選んでください。

多面法制定に対する意見や感想は聞いたことがない。

日本型直接支払制度が突然廃止されてしまうことを心配しなくてよくなり、安心して取り組むことができるようになった。

多面的機能の意義や重要性が法律で定められたことにより、農業に自信を持って取り組むことができるようになった。

都道府県や市町村の体制が強化され、働きかけが活発になった。

日本型直接支払制度のうち、これまで取り組んでいた直接支払に加え、他の直接支払にも取り組みやすくなった。（例えば、これまで多面的機能支払のみに取り組んでいたが、環境保全型農業直接支払にも取り組めるようになった、など）

法律に基づく事業となる前から特に変わらない。

よくわからない。

その他

Ⅲ. 日本型直接支払の連携・計画的実施

1. 日本型直接支払の実施体制

(1) 貴市町村における、日本型直接支払の実施体制について、当てはまるものを選び、下表に記入してください。

- 3支払制度とも同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払と中山間直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払と環境直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 中山間直払と環境直払の2支払を同じ課（又はこれに相当する部局）で担当している。
- 多面支払、中山間直払、環境直払の3支払は、それぞれ別々の課（又はこれに相当する部局）で担当している。

支払制度	担当部局（部・局、課・室、係）	担当者数※
多面的機能支払交付金		名
中山間地域等直接支払交付金		名
環境保全型農業直接支払交付金		名

※課長等管理職は除く

(2) (1) の実施体制になった時期について、当てはまるものを選んで下さい。

- 日本型直接支払創設（H26年度）又は多面法施行（H27年度）後に現在の体制になった。
- 農地・水・環境保全向上対策（多面支払、環境直払の前身事業）創設時（H19年度）に現在の体制になった。
- 農地・水・環境保全向上対策から、農地・水保全管理支払と環境直払の2つになった際（H23年度）に現在の体制になった。
- その他

(3) 貴市町村における日本型直接支払の実施体制や部局間の連携に関して、特筆すべき取組があれば記入してください。

2. 日本型直接支払の推進体制

(1) 貴市町村で行っている、日本型直接支払に取り組む活動組織の事務の効率化・負担軽減等に資する取組について、当てはまるものを全て選んでください。

多面 中山間 環境

申請書作成等の事務手続の電子化・システム導入

→ (概要)

多面 中山間 環境

事務支援組織の設立

→ (概要)

多面 中山間 環境

活動組織の事務作業を外注化できるよう促進

→ (概要)

多面 中山間 環境

移住者・定年退職者など外部人材の活用の促進

→ (概要)

多面 中山間 環境

活動組織等の合併、広域化による事務局の統合・一元化

→ (概要)

多面 中山間 環境

同じ地域内で支払制度ごとに別々に設立した活動組織の事務局を統合・一元化

→ (概要)

多面 中山間 環境

同じ地域内にある他団体（地域運営組織、土地改良区、集落営農法人等）との連携の促進

→ (概要)

多面 中山間 環境

GIS(地図情報システム)の導入(水土里情報システムの活用の有無、3支払での連携状況等)

→ (概要)

多面 中山間 環境

その他

→ (概要)

多面 中山間 環境

特になし

(2) 貴市町村における、日本型直接支払を実施する活動組織に対する事務支援の取組について、当てはまるものを全て選んでください。※有償・無償は問いません。

多面 中山間 環境

- 推進組織※が事務支援を行っている。
※日本型直接支払推進事業実施要綱第3に定める推進組織
- 土地改良区が事務支援を行っている。
- 市町村が事務支援を行っている。
- 外部の事務支援組織※が事務支援を行っている。 →組織数 組織
※複数の活動組織や集落協定等の交付金の交付等に関する事務手続の支援を行う組織
- それぞれの活動組織に応じて、必要に応じて外注している。
- それぞれの活動組織で事務は処理している。
- その他 →

(3) 貴市町村における、日本型直接支払を実施する活動組織に対する事務支援について、特筆すべき取組があれば記入してください。

(4) 貴市町村における、日本型直接支払に関するPRについて、当てはまるものを全て選んでください。

多面 中山間 環境

- PRイベントや講演会を開催している。
- 研修会を開催している。
- コンクールや優良地区の表彰を行っている。
- メルマガの配信や、情報誌の発行を行っている。
- 優良事例をとりまとめ、横展開を図っている。
- その他 →

3. 3つの支払の活用状況

(1) 同一農用地において、3つの支払のうち複数を活用しているか否かについて、当てはまるものを選んで下さい。

①同一の農用地では、3つの支払のうち1つしか活用していない。

②同一農用地で、3つの支払のうち複数を活用している実績がある。

(2) (1)で「①(実績なし)」を選んだ場合、その理由について当てはまるものを選んで下さい。

これまで同一農用地において、複数の支払の申請がなかった。

→地元から複数の支払の申請がない理由として考えられるもの。

一部農業者等からは実施の要請があるが、地元全体で合意がまとまらない。

複数の支払に取り組むと事務負担が増大することを地元が敬遠している。

地元が複数の支払はできないと誤解している可能性。

その他 →

都道府県の方針として、同一農用地で複数の支払を重複して取り組むことを推進していない

市町村の方針として、同一農用地で複数の支払を重複して取り組むことを推進していない

→複数の支払の重複を推進していない理由

予算上の制約

市町村の人員不足による制約

地域の特性に応じて、事業を重点化し、計画的に実施した方が、効果的であるため

一つの支払で十分に農地の保安全管理が可能であるため

事業制度上、複数の支払の重複はできないと考えている

その他 →

(3) (1)で「②(実績あり)」を選んだ場合、貴市町村の方針について、当てはまるものを選んで下さい。

同一の農用地でも、複数の支払の申請があれば、認めている。

同一の農用地で、できる限り複数の支払制度が活用されるよう積極的に推進している。

→特に重点的に進めているもの

多面支払と中山間直払の活用

中山間直払と環境直払の活用

多面支払と環境直払の活用

(4) 同一の農用地で、複数の支払に取り組んでいる地区について、当てはまるものを全て選んで下さい。

各支払で、それぞれ別々の活動組織を設置している。

一つの活動組織で、同一の農用地において、複数の支払に取り組んでいる。

一つの活動組織で、複数の支払制度に取り組んでいるが、それぞれの支払で対象としている農用地の範囲が異なる。

複数の支払制度に取り組んでおり、活動組織は取り組んでいる支払ごとに複数あるが、その代表者や構成員は同一。

同一の農用地で、複数の支払制度に取り組んでいる地域はない。

(5) 同一の農用地での複数支払の活用促進にあたって、貴市町村において特筆すべき取組があれば記入してください。

(6) 同一の農用地における複数の支払の活用にあたって課題・要望等があれば記入してください。

4. 他施策との連携

(1) 貴市町村内の日本型直接支払実施地区において、日本型直接支払と連携して取り組んだことにより、相乗効果があったと思われる日本型直接支払以外の施策・事業（国、都道府県、市町村の施策）について記入してください。

① 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

② 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

③ 施策種別 事業名
 国の事業 都道府県単独事業 市町村単独事業

概要

(5) 日本型直接支払と他の施策との連携にあたって課題・要望等があれば記入してください。

5. 市町村単独事業

(1) 貴市町村が単独事業として行っている事業の中で、農業の有する多面的機能の発揮の促進を目的として、直接支払に類似する事業を行っている場合、当てはまるものを選んで下さい。

- 耕作放棄された農地等の再生・活用に対する支援
- 農村景観の保全のための取組に対する支援
- 棚田等の条件不利地域の営農継続、所得補償に対する支援
- 都市住民、地域住民等との交流促進に資する取組に対する支援
- 集落の活性化やコミュニティ機能の向上に資する取組に対する支援
- 地域の芸能や祭りなど伝統文化の保全・振興に資する取組に対する支援
- 環境保全型農業の導入・普及に対する支援

その他 →

6. 日本型直接支払の実施方針

(1) 貴市町村において、日本型直接支払3制度それぞれの実施方針・方向性について、特に重点的に進めている（進めていこうと考えている）ものを全て選んで下さい。

多面 中山間 環境

<体制・事務の効率化>
各支払ごとにそれぞれの活動組織を広域化

同一地域内で各支払ごとに別々に設置されている活動組織等を統合

各支払横断の事務支援組織の設立等の事務支援の強化

事務手続の電子化・システム化等による事務の効率化・負担軽減

移住者、定年退職者等の人材の確保

地域運営組織等との連携

<対象農用地>
新規地区の掘り起こしによる、取組面積のさらなる拡大

支援対象地域の絞り込み・重点化、取組内容の高度化・多様化

現状維持

<施策連携>
複数支払制度の活用の推進など日本型直接支払3支払の連携強化

他の施策との連携の推進

その他 →

(2) 交付金の早期執行（概算払い）について、当てはまるものを全て選んで下さい。

多面 中山間 環境

交付金の早期執行について、都道府県から要望がある
→ 要望の程度
→ 要望のある交付の時期

交付金の早期執行について、進めて行く必要がある

→（早期執行を進める必要があると回答した場合、）その具体策について、当てはまるものを選んで下さい。

多面 中山間 環境

立替払を実施する（国費分及び都道府県費分を市町村であらかじめ立て替える）

共同活動分は年度前半とするなど、交付決定や概算払を複数回に分けて実施する

決裁に係る期間をなるべく減らすよう努力する

関係機関に交付申請や概算払請求を早めるよう喚起する

市町村担当者間で、早期執行の励行を行う

その他 →

交付金の早期執行について、進めて行く必要はない

→（早期執行を進める必要がないと回答した場合、）その理由について、当てはまるものを選んで下さい。

多面 中山間 環境

制度上、実施状況の確認を終えてからでないと言支払ができないため

早期交付の必要性を感じるが、実施状況の確認前に支払うと金額の変更の可能性があるので、事務量が増えるためできない

早期執行の要望はあってもごくわずかであり、必要性を感じない

（確定申告の関係など、）むしろ年度末に支払って欲しいという要望の方が多い

早期執行を実施するには国の方針を出し、関係機関一斉に取り組む必要がある

申請や請求がないと交付決定や概算払ができないという制度を変える必要がある

その他 →

【日本型直接支払未実施の市町村へのアンケート】

<以下のアンケートにご協力をお願いいたします>

日本型直接支払制度※1は、平成27年度から法律※2に基づく事業として安定的に実施されてきました。法律施行後5年後となる来年度に、法律の見直しの必要性について検証するため、今般、法律の効果などについて、実際に日本型直接支払制度を活用いただいている都道府県及び市町村に対してアンケート調査を実施するほか、現在、日本型直接支払制度を活用されていない市町村に対しても、日本型直接支払制度の課題等を把握し、運用改善の基礎資料とするため、アンケートを実施することといたしました。

アンケートの集計結果につきましては、他の調査と合わせてとりまとめの上、公表させていただく予定にしております。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力をお願いいたします。

※1 日本型直接支払制度は、多面的機能支払（旧農地・水保全管理支払）、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つの直接支払（交付金）制度の総称です。

※2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）

<記入にあたっての注意>

- ・ 青く着色したセルに、回答を記入願います。リストが表示される場合は、リストから選んでください。
- ・ セルの削除、挿入は行わないでください。

<基本情報>

※本アンケートにご回答いただいた方の所属、氏名、連絡先等を記入してください。アンケートの回答に関する問合せに使用させていただきます。

都道府県名	
市町村名	
部署名	
氏名	
連絡先	電話
	E-mail

※貴市町村の農用地について、その面積と、8法※の指定地域に該当する場合は該当する地域を全て選択してください。

水田面積	耕地面積	ha	農振農用地区域内の農地面積	ha	
畑面積	耕地面積	ha	農振農用地区域内の農地面積	ha	
8法※指定地域の指定	特定農山村地域		振興山村	過疎地域	半島振興対策実施地域
	離島振興対策実施地域		沖縄	奄美群島	小笠原諸島

※特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

(1) 日本型直接支払の実績について当てはまるものを選んで下さい。

①過去に日本型直接支払を実施していたことがある。

→過去に実施していた支払

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

②これまで日本型直接支払を実施したことはない。

(2) (1)で「①(過去に実施していた)」を選んだ場合、現在実施していない理由について当てはまるものを全て選んでください。

過疎化、高齢化等により農業者が営農を続けられず、取組を断念した。

取組の継続について、地元関係者で合意がまとまらず、取組を断念した。

交付金の申請、実績報告等の事務手続が負担で、地元が取組を継続しなかった。

その他

(3) (1)で「②(実施したことがない)」を選んだ場合、現在実施していない理由について当てはまるものを全て選んで下さい。

要件を満たす農用地がない。

地元から日本型直接支払実施の要望がない。

一部の農家から要望はあるが、地域で合意がまとまらない。

→ 要望がある支払

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

対象となる農地面積が小さく、事務負担に比べメリットが少ない。

日本型直接支払を実施するためのノウハウがない。

市町村の財政上の理由により、実施が難しい。

その他

→

(4) 今後の見通しについて、当てはまるものをいずれか一つ選んでください。

- 日本型直接支払の実施に向けて、地元働きかけをしていきたいと思う。
- 地元から要望があれば、日本型直接支払の実施を検討したいと思う。
- 日本型直接支払の実施に向けて、国、都道府県、他市町村からの情報提供や相談の機会があれば利用したい。
- 当面は、日本型直接支払を実施する予定はない。
- その他

→

(5) 貴市町村で日本型直接支払に取り組むためには、どのような課題を解決する必要があると思いますか。

- 対象農用地の拡大
- 日本型直接支払の周知
- 交付単価の増額
- 事務手続の負担軽減
- 地元での意見調整
- 地域の担い手やリーダー等の人材の確保
- 市町村の費用負担割合の低減
- その他

→